ホームページリニューアル業務委託プロポーザル実施要綱

（令和３年７月１９日
３小岩衛総第６０号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、ホームページリニューアル業務について技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条　対象とする業務は、ホームページリニューアル業務（以下「業務」という。）とする。

（参加資格）

第３条　プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

(2) 第５条に規定する参加表明書等を提出する日において、小牧岩倉衛生組合の入札参加資格の登録がされている者（入札参加資格の申請を行っており、業務の委託契約を締結する日までに当該登録を行うことができる者を含む。）

(3) 前号に規定する日から第９条第２項の規定により最優秀者及び次点者１者を特定する日までの間に、次に掲げる措置を受けていない者

ア　小牧岩倉衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成２３年１０月１日施行）に基づく指名停止の措置

イ　小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２４年６月２５日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格の登録がされたものについては、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかっ

た者とみなす。

(5) これまでに地方公共団体へのホームページ・システム導入実績があり、現在も稼働していること。

（公募の公告）

第４条　管理者は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

２　管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧岩倉衛生組合のホームページで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第５条　プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び別に定める関係書類（以下「関係書類」という。）を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

（第一次審査）

第６条　管理者は、第一次審査として、関係書類を別に定めるホームページリニューアル業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、提出者のうち上位５者を第二次審査の出席要請者として選定させ、その結果を管理者に報告させるものとする。ただし、提出者が５者以下の場合は、別に定める基準点以上の評価を得た提出者を第二次審査の出席要請者として選定させるものとする。

２　管理者は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第１により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第２により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立て等は一切できないものとする。

（技術提案書の提出）

第７条　前条第２項の規定により第二次審査の出席要請者として選定された者は、別に定める技術提案書を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

（第二次審査）

第８条　管理者は、第二次審査として、前条の技術提案書を提出した者に対し、委員会に技術提案書の内容の聴取等及び審査を行わせ、業務について技術的に最適な者（以下「最優秀者」という。）及び次点者１者を選

定させ、並びにその結果を管理者に報告させるものとする。

2　管理者は、前項の報告に基づき、最優秀者及び次点者１者を特定するものとする。

3　管理者は、前項の規定により最優秀者及び次点者１者として特定した者に対してはその旨を様式第３により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第４により通知するものとする。

4　第６条第２項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。

（随意契約に係る見積書の徴収）

第９条　管理者は、前条の規定により特定した最優秀者を業務に係る契約の見積書の徴収の相手方とする。

2　前項の規定にかかわらず、管理者は最優秀者が第３条各号に規定する者に該当しないと認めるときは、次点者を見積書の徴収の相手方とする。この場合において、最優秀者に生ずる損害については、小牧岩倉衛生組合は一切の責を負わない。

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和３年７月１９日から施行する。

2　この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第１（第６条関係）

第　　号
年　月　日

様

ホームページリニューアル業務委託プロポーザルの第一次審査結果について（通知）

このことについて、関係書類を審査した結果、貴社を第二次審査の出席要請者として選定しましたので通知します。

つきましては、下記のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

記

第二次審査の概要

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第２（第６条関係）

第　　号
年　月　日

様

ホームページリニューアル業務委託プロポーザルの第一次審査結果について（通知）

このことについて、関係書類を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も当組合へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第３（第８条関係）

第　　号
年　月　日

様

ホームページリニューアル業務委託プロポーザルの第二次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社を下記のとおり当業務の最優秀者／次点者として特定しましたので通知します。

記

１　審査結果
２　貴案に対する講評

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第４（第８条関係）

第　　号
年　月　日

様

ホームページリニューアル業務委託プロポーザルの第二次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社については下記のとおり最優秀者 又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も当組合へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。